

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の廃止（京都市決定）

都市計画西京極地区土地区画整理事業を廃止する。

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画太子地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名称		太子地区土地区画整理事業	
面積		約20.8ha	
公共施設の配置	道路	種別	名 称
		幹線街路	3・3・129 御池通
			3・4・161 西小路通
			II・III・56 葛野中通
		区画道路	7・3・115 三条通
			7・6・116 下刑部町通
		—	
公園及び緑地	公園及び緑地	種別	名 称
		—	—
		—	
その他の公共施設	その他の公共施設	種別	名 称
		下水道	京都市公共下水道
		都市高速鉄道	1 京都市高速鉄道東西線
		—	
宅地の整備		—	

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の廃止（京都市決定）

都市計画太秦地区土地区画整理事業を廃止する。

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の廃止（京都市決定）

都市計画伏見地区土地区画整理事業を廃止する。

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の廃止（京都市決定）

都市計画松ヶ崎地区土地区画整理事業を廃止する。

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の廃止（京都市決定）

都市計画山科東部地区土地区画整理事業を廃止する。

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画洛北第一地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名称	洛北第一地区土地区画整理事業		
面積	約84.7ha		
道路	種別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
	幹線街路	3・4・176 上高野岩倉線	
		3・5・130 宝池通	
		3・5・135 大原通	
		I・III・34 修学院幡枝線	
公園及び緑地	種別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
	広域公園	9・6・46 宝池公園	
	街区公園	162 幡枝公園	
		163 下在地公園	
		164 鶯公園	
		165 薩田公園	
	緑地	8 岩倉緑地	
その他の公共施設	種別	名 称	これについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
	下水道	京都市公共下水道	
	都市高速鉄道	京都市高速鉄道烏丸線	
	駐車場	国際会館駅自転車駐車場	
宅地の整備	—		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画洛北第二地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名称		洛北第二地区土地区画整理事業		
面積		約 5 3 . 3 h a		
公共施設の配置	道路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・176 上高野岩倉線	
			3・5・130 宝池通	
			II・III・114 幡枝葵森線	
	II・III・116 岩倉中通			
地区の外郭を形成する都市計画街路と区画街路の相互間の連絡を容易にする幅員 10m の準幹線街路及び幅員 6 m ~ 8 m の区画街路を計画的に配置する。				
	公園及び緑地	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		近隣公園	3・3・265 西河原公園	
		街区公園	2・2・253 中下在地公園	
			2・2・262 西河原北公園	
	近隣公園及び街区公園を地区面積の 3 % (約 1.5ha) 確保し、総合的誘致距離を考慮して配置する。			
その他の公共施設	種 別	名 称	これについては、別に都市計画において定めるとおりとする。	
		下水道	京都市公共下水道	
	水路系統の整備を図るとともに、一級河川岩倉川及び長代川の河川改修計画に適合した配置をする。			
宅地の整備		本地区は、第一種住居専用地域及び風致（第三種地域）地区に指定されており、居住環境の保全と調和を図りつつ、合理的土地利用を確保する。街区の規模は、100m×50m を標準に住区を形成する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画洛北第三地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名称		洛北第三地区土地区画整理事業				
面積		約32.6ha				
公共施設の配置	道路	種別	名称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。		
		幹線街路	3・5・109 幡枝中通 II・III・114 幡枝葵森線			
		幅員6m～8mの区画街路を計画的に配置する。				
	公園及び緑地	街区公園を地区面積の3%（約1.0ha）確保し、総合的誘致距離を考慮して配置する。				
	その他の公共施設	種別	名称	これについては、別に都市計画において定めるとおりとする。		
		下水道	京都市公共下水道			
宅地の整備		水路系統の整備を図るとともに、一級河川長代川の河川改修計画に適合した配置をする。				
宅地の整備		本地区は、第一種住居専用地域並び及び風致（第三種地域）地区に指定されており、居住環境の保全と調和を図りつつ、合理的土地利用を確保する。街区の規模は、100m×50mを標準に住区を形成する。				

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画洛西第一地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名称		洛西第一地区土地区画整理事業				
面積		約 7 3 . 1 h a				
公共施設の配置	道路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。		
		幹線街路	3・3・140 久世梅津北野線			
			3・5・116 山陰街道			
			II・II・20 桂高校北通			
	II・II・22 牛ヶ瀬勝竜寺線 地区内の土地利用計画に従い、幅員 6.0m～8.0m の区画街路を住宅地として適合するよう配置する。					
公共施設の配置	公園及び緑地	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。		
		近隣公園	225 牛ヶ瀬公園			
		街区公園	227 浅原公園			
			228 大般若公園			
			229 芝ノ宮公園			
	その他の公共施設	種 別	名 称	これについては、別に都市計画において定めるとおりとする。		
		下水道	京都府桂川右岸流域関連 京都市公共下水道			
一部湛水地区を含む関係で、広域治水計画に合わせ、寺戸川支流を新設し、用水路の整備改善を図り、地区内排水の万全を期する。						
宅地の整備		市街化区域にふさわしい土地の高度利用を勘案し、住宅地としての適正街区を形成するよう配慮しつつ、急速な開発趨勢に対処できる健全な市街地の造成を図る。				

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画洛西第二地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名称	洛西第二地区土地区画整理事業		
面積	約 96.6 ha		
公共施設の配置	道路	種 別	名 称
			3・3・140 久世梅津北野線
			I・III・11 国道9号線
			II・III・118 府道太秦上桂線
	南北方向路線の3・3・140号久世梅津北野線に対する東西方向路線として幅員12mの区画幹線街路及び幅員6m～8mの区画街路を計画的に配備する。		
	公園及び緑地	種 別	名 称
		近隣公園	3・3・261 上桂公園
			2・2・254 池尻公園
			2・2・255 徳大寺公園
			2・2・256 清水公園
		街区公園	2・2・257 上野北公園
			2・2・258 上野東公園
			2・2・259 北村公園
			2・2・260 東ノ口公園
			2・2・272 中溝公園
	その他の公共施設	種 別	名 称
		下水道	京都府桂川右岸流域関連 京都市公共下水道
		根幹用水路である洛西用水路を整備し、地区内用排水の整備改善を図る。	
宅地の整備		周辺の開発動向は顕著なものがあり、これに対処すべき健全な市街地の造成と土地利用の増進を図る。 街区配置は、住宅地としての土地利用計画を勘案し、適正街区となるように企図する。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の廃止（京都市決定）

都市計画洛西第三地区土地区画整理事業を廃止する。

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画上鳥羽南部地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名称		上鳥羽南部地区土地区画整理事業		
面積		約151.0ha		
公共施設の配置	道路	種別	名称	
		自動車専用道路	1・4・7 油小路線	
		幹線街路	3・3・132 向日町上鳥羽線	
			3・4・7 京都八幡線	
		広域4	油小路通	
		I・III・30	大宮通	
	公園及び緑地	II・II・8	塔ノ森吉祥院線	
		幅員3m～8mの区画道路を計画的に配置整備し、土地利用の増進を図る。		
		種別	名称	
		近隣公園	3・2・250 東向公園	
	街区公園	231	山ノ本公園	
		2・2・245	鍋ヶ淵公園	
		2・2・246	岩ノ本公園	
		2・2・247	清井公園	
		2・2・248	奈須野公園	
	その他 の 公 共 施 設	種別	名称	
	宅地の整備	下水道	京都市公共下水道	
		都市高速 鉄道	京都市高速鉄道烏丸線	
土地利用計画としては、旧大阪街道沿いを住居地域に、その他を工業地域に予定しており、街区は住居地域で50m～100m、工業地域で100m～200mを標準とし、整地は原則として行わない。		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。		
理由		これについては、別に都市計画において定めるとおりとする。		
長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。				

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。